

平成31年度 狂犬病の集合予防注射を実施します

狂犬病予防注射は「すべての飼い犬」に「毎年1回」行うことが義務づけられています。生後91日以上を経過した犬の飼い主の方は、会場一覧のいずれかの会場で予防注射を受けてください。

また、現在居住している市町村へ飼い犬の登録が義務づけられています。登録手続きがまだ済んでいない飼い主の方は、会場ですべての登録手続きをしていただく必要があります。

なお、犬を登録済の飼い主の方は、3月上旬に町からお送りする予防注射のご案内ハガキを当日は持参してください。

※都合により集合注射会場ですべての登録を受けられなかった場合には、動物病院で予防注射を受けて、注射済証明書と交付手数料（注射済票交付550円、未登録犬については登録手数料3,000円）を持って、環境課の窓口で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

費用 未登録犬 6,000円 (注射料2,750円・注射済票交付手数料550円)

票交付手数料550円・登録手数料3,000円

登録犬 3,300円 (注射料2,750円・注射済票交付手数料550円)

※つり銭のないように準備をしてください。

※予防注射の際のお願い

- ・逃げられないよう首輪をしっかりとつけて、犬を制御できる方が連れてきてください。
・鑑札、当該年度の注射済票は必ず、犬の首輪等に取り付けてください。
・飼い犬が死亡したとき、また飼い主や住所が変わったとき

会場一覧

Table with 3 columns: 実施日, 会場, 時間. Lists venues for rabies vaccination on April 9, 10, and 11.

は、環境課へ届け出てください。

狂犬病予防注射は、犬が健康な状態であっても、ごくまれに副作用やアナフィラキシーショック等が起こることがあります。注射の後、犬の状態をいつもより注意深く観察してください。もし異常（犬が虚脱状態で起立不能、呼んでも全く反応がない等）が出たときは、すぐに獣医師のもとへ連れて行ってください。

問合せ 環境課 環境担当 62-0719

教育総務課

学用品費や 学校給食費などの 援助制度について

町では、経済的な理由によって就学困難な児童生徒（平成31年度小学校入学児童を含む）の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。

- 【援助を受けられる方】
○現在生活保護を受けられている方（修学旅行費、医療費のみ）申請は不要です。
○生活保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある方

その他必要と認められる方（保護者の職業が不安定で生活状態が就学に影響を及ぼしている）と認められる家庭など。世帯構成・年収・家族の方の健康状態などにより、総合的に審査し決定します。

【申込み】
学校または教育総務課で申請書を手渡し、3月19日(火)までに封筒に入れ、学校または教育総務課に提出してください。

申請には印鑑が必要です。現在援助を受けている方も申請が必要。お子さんが小学校と中学校に在籍する場合は、別々の申請書で提出してください。

※平成30年中の所得金額がわかるよう給与所得者で年末調整をしている方以外は、町民税申告または確定申告を済ませてから申請してください。
問合せ 教育総務課 62-0823

味の会 地区懇談会の日程が変更となります

2月号でご案内した「味の会地区懇談会」の日程が変更となりました。お間違いないようにご参加ください。

【変更前】
日時 3月13日(水) 10時～13時
【変更後】
日時 3月14日(木) 10時～13時
申込み 3月6日(水)まで
※場所・内容等に変更はありません
問合せ 健康いきいき課 健康管理担当 62-0716

町内の障害者サービス事業所を紹介します No.3

嵐山四季の家

知的障害者施設「嵐山四季の家」は大字鎌形に開所して20年以上が経ちました。東松山市にある同法人施設あかつき園に暮らしていた高齢の利用者や重い障害を持った利用者を受け入れるためにつくられ、地域の利用者を募り定員50名の施設としてスタートしました。

現在は、その利用者やご家族の高齢化が施設の運営や支援の重点的課題になっています。

今まで週末に帰省していた利用者がご家族の高齢化で帰省できなくなるなど、これまでの暮らしに大きな変化が出てきています。

また、利用者も年を重ね、支援内容も大きく様変わりし、食事や入浴などは、特にきめ細やかな配慮が必要になってきました。「今まで食べられていたものがどに詰まる」「むせる」など、利用者が一番楽しみにしていた食事がスムーズにできなくなってきました。そのため職員員の配置を多くしたり、食事スペースを工夫したり、音楽をかけたたり食事前に体操したりするなど配慮してきました。大げさ



問合せ 嵐山四季の家 住所 鎌形1340-3 電話 63-0151

世界自閉症啓発デー普及啓発活動を行います

4月2日は世界自閉症啓発デー、また4月2日から8日は発達障害啓発週間です。県では、県民全体の発達障害への理解促進活動を行います。

①パネル展示 (JDDnet埼玉との共催)
日程 3月18日(月)～4月12日(金)

②懸垂幕の掲示
日程 4月2日(火)～8日(月)

③さいたま新都心駅での活動 (埼玉県自閉症協会との共催)
日時 4月2日(火) 13時～15時30分

問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 62-0716

自殺予防のヒント

自殺を考えている人の心のサインに気づき、自殺予防につながる一人ひとりの取り組みが大切です。

(1) 気づき 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

(2) 傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

(3) つなぎ 早めに専門家などに相談するよう促す

(4) 相談 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

もしあなたが悩みを抱えているなら、ぜひ相談してください。大切な人が悩みを抱えていることに気づいたら、声をかけてみてください。

そして、その人が悩みを話してくれたら、話をそらしたり、「そんなことで」と否定したり、容易に励ましたりせず、じっくりと話を聴いて、相談窓口を紹介してください。

その後も、「何かあったらまた話して」と寄り添い、温かく見守ってください。
この健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 (おこなおう まろうよう)
問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 62-0716

軽自動車税のしくみ

軽自動車税は、毎年4月1日現在で所有登録している場合に、年税額で課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度の税金を納めていただくこととなります。賦課期日前に廃車等された方は手続きをお願いします。

【手続き場所】
◇原動機自動車 小型特殊自動車 税務課窓口 62-2153
◇軽自動車 (三輪・四輪) 軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所 050-3816-3112

◇小型二輪自動車・軽二輪自動車 埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 050-5540-2027

【注意!お願い!】
・現物を廃棄処分した場合、速やかに廃車手続きをしましょう。
・知人等に譲渡した場合も名義変更をしましょう(手続き漏れの場合、前所有者に納税通知書が送られます)。
・盗難に遭われた場合でも警察の盗難届とともに廃車の手続きが必要です。
問合せ 税務課 課税担当 62-2153